



2026年5月21日

各 位

住 所 静岡市清水区天神二丁目8番1号
会 社 名 静 甲 株 式 会 社
代 表 者 名 社 長 執 行 役 員 鈴 木 孝 典
(東証スタンダード・コード番号: 6286)
問 合 せ 先 執 行 役 員 福 永 純 一
T E L 054-366-1106

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年3月13日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、2026年6月25日開催予定の第124回定時株主総会での承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議しております。これに伴い、当社は、本日開催の取締役会において、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能をより一層強化することで、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行することとしたいと存じます。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。
- (2) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものです。

2. 変更内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月25日(予定)
定款変更の効力発生日 2026年6月25日(予定)

以上

定款 新旧対照表

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後の定款 (案)
第1条 ～ 第3条 (条文省略)	第1条 ～ 第3条 (現行のとおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1 取締役会	1 取締役会
2 監査役	2 <u>監査等委員会</u>
3 <u>監査役会</u>	(削除)
4 会計監査人	3 会計監査人
第5条 ～ 第18条 (条文省略)	第5条 ～ 第18条 (現行のとおり)
(員数)	(員数)
第19条 当社は、取締役11名以内を置く。	第19条 当社は、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> 11名以内を置く。
(新設)	2 <u>当社は、監査等委員である取締役5名以内を置く。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第20条 取締役は株主総会において選任する。	第20条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
2～3 (条文省略)	2～3 (現行のとおり)
(任期)	(任期)
第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
2 <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
(新設)	3 <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(代表取締役)	(代表取締役)
第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第22条 取締役会は、その決議によって <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から、代表取締役を選定する。
第23条 (条文省略)	第23条 (現行のとおり)

<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 当該取締役にさしつかえのあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、取締役及び監査役全員の同意ある場合はこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 27 条 当会社は、監査役 5 名以内を置く。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 28 条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 31 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役(監査等委員である取締役を除く。)がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 当該取締役にさしつかえのあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役に対して発する。ただし、取締役全員の同意ある場合はこの限りでない。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>第 27 条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p>(監査役会の招集) <u>第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各監査役に対して発する。ただし、監査役全員の同意ある場合はこの限りでない。</u></p>	(削除)
<p>(報酬等) <u>第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除) <u>第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、その会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定できる契約を締結することができる。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) <u>第 28 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集) <u>第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、監査等委員全員の同意ある場合はこの限りでない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法) <u>第 30 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規則) <u>第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第 35 条 ～ 第 36 条 (条文省略)</p>	<p>第 32 条 ～ 第 33 条 (現行のとおり)</p>
<p>(顧問及び相談役) 第 37 条 (条文省略)</p>	<p>(顧問及び相談役) 第 34 条 (現行のとおり)</p>
<p>2 顧問及び相談役の任期は、取締役の任期と同一とする。</p>	<p>2 顧問及び相談役の任期は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期と同一とする。</p>
<p>第 38 条 ～ 第 41 条 (条文省略)</p>	<p>第 35 条 ～ 第 38 条 (現行のとおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置) <u>附則 当社は、第 124 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>